

令和2年11月2日

保護者の皆さまへ

文京区子ども家庭部

幼児保育課長 横山 尚人

新型コロナウイルス感染症に対する令和3年度の対応について

昨年度末から感染が拡がり、私たちの生活に極めて多大な影響を与えることとなった新型コロナウイルス感染症は、これまで「休園」という概念のなかった保育園の安定的な運営を困難にし、臨時休園や家庭保育の協力など、保護者の皆さまにも働き方やご家庭の生活に極めて影響が生じるようなご協力をお願いすることとなり、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

長引く感染症を気にしながらの生活では多くの方が疲弊しており、また、ともに経済危機を乗り越える必要もあることから、対策を取りながら「新しい日常」を紡いでいかなければならない状況となりました。そこで、本年度も半ばを過ぎたところではございますが、下記のとおり、来年度の保育園における対応方針をお示しいたしますので、ご確認くださいませようをお願いいたします。

コロナ禍における保育については、感染対策を実施しながらも、保育所保育指針にあるような「幼児期までに育てほしい姿」につながるよう、限られた環境でも職員が知恵を絞って充実した保育を実施しております。子どもたちを中心とした「新しい保育」を意識し、日々研鑽に努めておりますので、ご支援賜りますようお願いいたします。

記

1 入園時に育児休業中の方の職場復帰について

従来のとおり、入園した月の末日までに職場に復帰していただくようお願いいたします。
(令和2年度に実施している、育児休業の延長に伴う職場復帰の期間延長は実施いたしません。)

2 求職活動要件で入園された方の就労開始期限について

従来のとおり、入園した月から原則3か月以内の就労をお願いいたしますが、感染症の状況や社会情勢及び国等の方針等により個別に判断いたします。

また、就労要件で入園された方が、新型コロナウイルス感染症に関連して離職・失業等された場合の再就労の期限につきましても同様といたします。

3 「家庭保育の協力要請」及び基本保育料の日割り還付について

令和3年4月以降の「家庭保育の協力要請」は原則として行わず、要請に基づく自主的な休園に対する基本保育料の日割り還付もございません。ただし、新型コロナウイルス感染症の発生等により保育園が完全に臨時休園となった場合は日割り還付の対象となる予定です。

また、その際の罹患者及び濃厚接触者となった園児の休園についての取扱いは、国の基準に照らして判断してまいります。

なお、休園や還付の考え方につきましては、今後の国等の方針等によって変更となる場合があります。

※本内容は、令和3年度の対応についてお知らせするものです。令和2年度の対応については、これまでのお知らせ及び今後のお知らせをご確認ください。

※国の緊急事態宣言や都の方針等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

※保育園における感染症対策の取組については、区ホームページに区立園の取組を例として掲載しておりますのでご確認ください。

・「区立認可保育園における新型コロナウイルス感染症予防対策について」

(ホーム>子育て・教育>子育て>保育施設・育成室・一時預かり事業等>保育施設・育成室等>認可保育所等(区立・私立)>区立認可保育園における新型コロナウイルス感染症予防対策について)

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kosodate/okosan/nicchu/ninka/yoboutaisaku.html>

4 お問い合わせ

◎区立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係（電話 03-5803-1189）

◎私立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当（電話 03-5803-1845）

◎基本保育料還付（返金）、在園資格に関すること

子ども家庭部幼児保育課 入園相談係（電話 03-5803-1190）